会　議　録　第　６　号

１．招集日時　　令和３年１２月１６日（木）　午前１０時

１．招集場所　　牛久市役所議場

１．出席議員　　２０名

１番	鈴　木　勝　利
２番	藤　田　尚　美
３番	秋　山　　泉
４番	伊　藤　裕　一
５番	長　田　麻　美
６番	山　本　伸　子
７番	柳　井　哲　也
８番	石　原　幸　雄
９番	甲　斐　徳之助
１０番	池　辺　己実夫
１１番	守　屋　常　雄
１２番	加　川　裕　美
１３番	北　島　　登
１４番	杉　森　弘　之
１５番	須　藤　京　子
１６番	黒　木　のぶ子
１８番	諸　橋　太一郎
１９番	市　川　圭　一
２１番	遠　藤　憲　子
２２番	利根川　英　雄

１．欠席議員　　なし

１．出席説明員

市長	根本洋治
副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	吉田将巳
総務部長	植田裕
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	内藤雪枝
環境経済部長	山岡孝
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関達彦
監査委員事務局長	本多聡
農業委員会事務局長	結速武史
経営企画部次長兼 政策企画課長	栁田敏昭
総務部次長兼 人事課長	二野屏公司
市民部次長兼 市民活動課長	栗山裕一
保健福祉部次長	飯野喜行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大徳通夫
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大里明子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田英行
全参事	

１．議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田　修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和３年第４回牛久市議会定例会

議事日程第６号

令和３年１２月１６日（金）午前１０時開議

日程第　１．議案第５６号　牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第　２．議案第５７号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第　３．議案第５８号　牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第　４．議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）

日程第　５．議案第６０号　令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　６．議案第６１号　令和３年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　７．議案第６２号　令和３年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　８．議案第６３号　令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　９．議案第６４号　令和３年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１０．議案第６５号　市道路線の路線変更について

日程第１１．議案第６６号　工事請負契約の締結について

日程第１２．議案第６７号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）

日程第１３．意見書案第１４号　土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

日程第１４．意見書案第１５号　文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について

日程第１５．請願第　５号　公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願

日程第１６．議案第６８号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第７号）

日程第１７．議員提出議案第４号　牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第１８．意見書案第１６号　水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について

日程第１９．総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第２０．環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第２１．閉会中の事務調査の件

追加日程第１．決議案第６号　議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議について

午前１０時００分開議

○杉森弘之　議長　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、池辺議員から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。１０番池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　私が１２月７日に行いました一般質問の最後で、答弁書の扱いについて発言した部分がありましたが、不適切な内容でしたので、この部分は削除をしていただくようお願い申し上げます。以上です。

○杉森弘之　議長　この際、諸般の報告をいたします。

議案第５９号に対する修正案の１件、市長提出議案第６８号の１件、意見書案第１６号の１件、議員提出議案第４号の１件が提出されましたので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、日程第１、議案第５６号ないし日程第１２、議案第６７号の１２件、日程第１３、意見書案第１４号及び日程第１４、意見書案第１５号の２件、日程第１５、請願第５号の１件を一括議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

議案第５６号　牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５７号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５８号　牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）

議案第６０号　令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６１号　令和３年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６２号　令和３年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６３号　令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６４号　令和３年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第６５号　市道路線の路線変更について

議案第６６号　工事請負契約の締結について

議案第６７号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）

意見書案第１４号　土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

意見書案第１５号　文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書

の提出について

請願第　５号　公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願

○杉森弘之　議長　本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和３年１２月１６日

牛久市議会議長　殿

総務企画常任委員会

委員長　藤　田　尚　美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	議決の結果
意見書案第１４号	土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第１５号	文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について	否　　決
請願第５号	公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願	採　　択

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美　総務企画常任委員長　総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和３年１２月７日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る１２月８日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

意見書案第１４号は、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出についてであります。

本件は、日本国内の土地を外国人が所有することを禁じる等、土地利用規制法を強化改正すること並びに外国人の土地所有を禁じる上で支障となっているサービス貿易に関する一般協定における「日本人と外国人の待遇に格差を設けてはならない」とのルールを見直すことを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、外国人ということを殊さらに掲げて土地所有を禁じることは、外国人差別の助長につながることから、この意見書は提出すべきではないとの意見がありました。

意見書案第１５号は、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出についてであります。

本件は、文通費及び立法事務費の使途について、牛久市議会の政務活動費と同様に、領収書及び活動内容が分かる書類を添付した収支報告書の提出及びネット公開を責務とする規定や、政治団体等へ寄附する行為を禁ずる規定、残金が発生した場合は返金することを義務とすることなどの規定を設けることを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、文書通信交通滞在費のみならず、憲法に反する政党助成金の見直しにまで踏み込んでほしかったが、意見書案の趣旨には賛同する。この意見書案にある４つの事項が国会できちんと決まるか疑問であるので、この意見書の提出は有効であるなどの意見がありました。

また、意見書案の趣旨には賛同するが、文書通信交通滞在費については国会で方向性が決まる見通しであり、決まった後に意見書を提出しても時期的に遅いのではないかとの意見もありました。

請願第５号は、公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願であります。

本件は、地場産業育成の観点から公共工事の入札に係わる業者の指名については、「市内業者」を優先し、市外業者は補完的な存在とすることなどを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、近年は大地震やゲリラ豪雨などの災害がいつ発生してもおかしくない状況にあり、市内において道路の損壊や河川の氾濫があれば、真っ先に市内業者が復旧作業に当たることからも、この請願は至極当然と言えるものであるとの意見がありました。

また、地域経済を活性化するためにも地場産業の育成は必要不可欠であるとの意見もありま

した。

以上、３件であります。

付託されました案件について審査の結果、意見書案第１４号は、可否同数により委員長裁決の結果、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

意見書案第１５号は、可否同数により委員長裁決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

請願第５号につきましては、全会一致により内容適切なものと認め、採択すべきものと決定いたしました。

また、市役所庁舎の現状と今後の対応についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛てに申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之　議長　次に、甲斐保健福祉常任委員長。

令和３年１２月１６日

牛久市議会議長　殿

保健福祉常任委員会

委員長　甲　斐　徳之助

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	議決の結果
議案第56号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第57号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第58号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決

〔保健福祉常任委員長甲斐徳之助議員登壇〕

○甲斐徳之助　保健福祉常任委員長　保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和３年１２月７日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る１２月９日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第５６号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、書面等による申請等が改正になり、どのくらい負担軽減になるのか、この改正により施設が係る費用に対する補助があるのか質疑がなされ、市執行部からは、実際には各施設においてデジタル化が進んでおり、書面等の申請が電磁的記録だけを残すことになれば、大分負担軽減される。また、デジタル化の導入については、民間保育園に対し業務改善のＩＣＴ化の補助金を活用することになるとの答弁がありました。

議案第５７号は、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。

議案第５８号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、令和４年１月１日以降の分娩について、出産育児一時金の支給額４０万４，０００円を４０万８，０００円に引き上げるものであります。

審査に当たり委員からは、現状の出産育児に係る分娩費用と出産育児一時金の支給額４０万４，０００円の差が広がる一方で、実際の分娩費に見合うような政策や制度について質疑がなされ、市施行部からは、出産に要する費用は全国平均で４６万円程度と、現在公費で支給している出産育児一時金よりも多い金額がかかっているのが実状である。しかしながら、国保の出産一時金に関しては、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令に基づき４０万４，０００円と厚生労働省が認めた脳性麻痺などの障害児のための保険分が加算することができるという法に基づいて条例等をつくっているので、牛久市の国民健康保険の中でその分の上乗せは難しいと考えているとの答弁がありました。

以上、３件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第５６号ないし議案第５８号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○杉森弘之　議長　次に、池辺環境建設常任委員長。

令和３年１２月１６日

牛久市議会議長　殿

環境建設常任委員会

委員長　池　辺　己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	議決の結果
議案第65号	市道路線の路線変更について	原 案 可 決
議案第66号	工事請負契約の締結について	原 案 可 決

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫　環境建設常任委員長　環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和３年１２月７日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る１２月９日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第６５号は、市道路線の路線変更についてであります。

本件は、市道整備事業に伴い市道４号線の路線を変更するものであります。

審査に当たり委員からは、当該路線の整備目的について質疑がなされ、市執行部からは、災害時の医療拠点となる牛久愛和総合病院へのアクセス向上、さらに地域の通学路等としての利用を目的として整備していくとの答弁がありました。

また、委員からは、整備予定地域の地権者の協力について質疑があり、市執行部からは、地権者については、これから実施設計を行うことからまだ確定していないが、これまでも地元行政区とも協議をしており、行政区としても地元への説明等に全面的に協力していただいていることから、地権者との交渉に当たっては地元行政区と協力しながら進めていくとの答弁がありました。

議案第６６号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、牛久駅西口歩道橋改修工事について、牛久駅とエスカード牛久ビルを結ぶ歩道橋の耐震補強及び屋根の設置を行う工事請負契約を締結するものであります。

審査に当たり委員からは、当該工事の財源について質疑がなされ、市執行部からは、事業費の２分の１が国の補助金、残り２分の１のうち９０％が市債、１０％が一般財源であるとの答弁がありました。

また、委員からは、バリアフリー工事との兼ね合いについて質疑があり、市執行部からは本工事における屋根の設置は、広場における横断歩道の設置後に行うことを考えており、広場の改修工事が３月までとなっていることから、屋根の設置については４月以降となる見込みであるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、周辺環境による突発的な強風、いわゆるビル風による影響について質疑があり、市執行部からは、国が定めた基準等に基づき、局地的な影響による平均風速の割増し等も考慮した上で設計を行っており、本工事において設置される屋根の構造についてもビル風等による影響を考慮したものとなっているとの答弁がありました。

以上、２件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第６５号及び議案第６６号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、太陽光発電等の再生エネルギーに係る条例等の整備についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○杉森弘之　議長　次に、須藤予算常任委員長。

令和３年１２月１６日

牛久市議会議長　杉　森　弘　之　殿

予算常任委員会

委員長　須　藤　京　子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	議決の結果
議案第59号	令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）	原 案 可 決
議案第60号	令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	原 案 可 決
議案第61号	令和３年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案第62号	令和３年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	原 案 可 決
議案第63号	令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案第64号	令和３年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）	原 案 可 決
議案第67号	令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）	原 案 可 決

〔予算常任委員長須藤京子議員登壇〕

○須藤京子　予算常任委員長　予算常任委員会委員長審査報告。

令和３年１２月７日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る１２月１０日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第５９号は、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）でありまして、既定の予算額に４億２，３９１万５，０００円を追加し、予算の総額を２９８億４００万２，０００円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為及び地方債について補正するものです。

初めに、経営企画部所管の歳入歳出について、委員からは、経営安定化補助金の支出によって牛久シャトー株式会社を存続させようとする理由、補助金の支出が認められなかった場合の牛久シャトー株式会社はどのような経過をたどるのか、それによる牛久市への影響などについて質疑がなされ、市執行部からは、牛久シャトー株式会社から提出されたコロナ禍を受けて算出された現在の収支見込みは、市と牛久シャトー株式会社の間で協議を重ね、決して過大に見込むことのないよう見直しを求めた末に提出されたもので、その収支見込みによれば、コロナ禍が終息すれば黒字に転じる見込みが十分にあること、緊急事態宣言が解除された１０月、１１月は客足が動き出し、ショップやレストランにおける売上げが回復基調にあったこと、茨城農芸学院等の協力を得て始まったワインの醸造事業を終了することによる影響などを総合的に勘案した上で経営安定化補助金を支出する判断をした。補助金の支出が認められなかった場合には、牛久シャトー株式会社は早ければ来年１月に資金ショートにより倒産し、清算手続に入らなければならない状況となり、営業施設を直ちに停止し、裁判所等への申立てを行っていくことになる。市としては、所有者であるオエノンホールディングス株式会社と牛久シャトーの返還も含めた協議に入ることになる。それによる市への影響としては、牛久シャトーの返還についての協議をオエノンホールディングス株式会社と行った場合、違約金を請求される可能性があること、ワイン醸造免許の交付を受けてから１年未満でワイン醸造事業を終了するとなると、牛久シャトーでのワイン醸造が今後はできなくなる可能性もあることなどのほかに、日本遺産として牛久シャトーを維持していくのが困難であるとの判断がなされれば、オエノンホールディングス株式会社から日本遺産認定を返上することが考えられる。そのようなことになれば、牛久シャトーと共に日本遺産に認定されている甲州市にも多大な影響があるものと考えているとの答弁がありました。

また、今回の補正予算と来年度当初予算で合わせて７，０００万円の補助金を、経常経費だけでなく投資的経費に充てることによって牛久シャトー株式会社の経営を立て直すことは可能なのかとの質疑がなされ、市執行部からは、市からの補助金が投資的な意味合いを持った事業に充てられたとしても、それによって経営が改善される方向に向かうのであれば、充当を制限するものではないとの答弁がありました。

また、委員からは、多くの市民による嘆願書があって牛久シャトー株式会社が設立された背景から、２，０００万円の補助金の支出を提案するに至った経緯について市民へ周知するための周知方法と、オエノンホールディングス株式会社との賃貸借契約に定められた国指定重要文化財の保存活用の方法や、賃借料の見直しについて質疑がなされ、市執行部からは、市民への周知については、牛久シャトー株式会社のホームページにおいて積極的に情報発信していくよう以前から求めているところであり、市としては今後も積極的な情報発信を求めていく方針で

ある。市からは、広報紙等を使って周知していくことを庁内で検討しながら考えていきたい。国指定重要文化財の保存については、昨年度の地震により本館の天井の一部が崩落、また今年度は雨漏りが見つかったため、文化財施設に損傷がないか検査するとともに補修工事等を行っており、活用については主なものとして、牛久シャトーを広く周知する目的として施設内にビジターセンターの設置、日本遺産の動画を制作、ウェブサイトの構築、小中学生用の教材として日本遺産認定ストーリーの漫画の制作、多言語対応の園内解説板の設置、多言語対応のパンフレットの作成、ツアーガイドの育成、モニターツアーの実施、さらに今年度は牛久市内の洋菓子店の協力を得てワインを使ったケーキの開発にも取り組んでいる。賃貸借契約の見直しについては、市においても以前から契約の見直しについての意見があり、今年の初め頃から契約見直しについてオエノンホールディングス株式会社と協議を行い、オエノン側でも社内で検討しているところである。現在は市とオエノンの双方において検討している状況であるが、今後も引き続き賃借料の引下げについて協議していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは、経営安定化補助金がどのように使われるか市では把握しているのか、牛久シャトー株式会社から補助金の申請はあったのか、牛久シャトー株式会社の社長の責任や市執行部の責任について質疑がなされ、市執行部からは、補助金の支出に当たっては市の規則や補助金に関する基本方針に基づいて支出を行う予定であり、基本方針では人件費の場合、補助事業に直接関係があると認められるもの以外への充当は原則として認めないという方針が打ち出されていることから、充当先として人件費への充当ではなく、その他の管理費等の経費への充当と捉えている。牛久シャトー株式会社からは収支計画書が提出され、会社による資金調達も厳しい状況にあり、このままでは資金ショートするという状況において、市として支援をするにしても出資、貸付け、または補助金などについて検討を行った結果、最終的に補助金しかないという結論に至り、今回の補正予算に経営安定化補助金を計上した。補助金の申請については、牛久シャトー株式会社から補助金の申請はないが、補助金等適正化委員会の審議を経て、庁議に付し、補正予算案を提出するに至っている。社長の責任について市としては、今回の赤字の要因はコロナ禍によるものであり、これまでクラウドファンディングを含め出資等を募るとともに、民間企業と意見交換を行ったところでは今の経営状況では社長の交代を考えてもすぐに引受手は見つかりにくいとの意見があったこと、コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた１０月と１１月においては収支状況に改善が見られたこと、それと並行してブドウの栽培等の取組が進んできていること、こういった状況から、まずは牛久シャトー株式会社の存続が最優先であると考えている。執行部の責任については、現在話合いをしているところであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、小学生通学用ヘルメットについて質疑がなさ

れ、市執行部からは、製造工場の労務賃金や生産コスト、輸送に係る燃料費の高騰によりメーカーでの価格改定による値上げが見込まれること、新型コロナウイルス感染症の影響で輸送便の本数が減少したことにより新入学生分については予定どおり納入できるが、在校生分については２か月ほど納入が遅れるとの答弁がありました。

議案第６７号は、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）でありまして、既定の予算額に６億６，１２３万７，０００円を追加し、予算の総額を３０４億６，５２３万９，０００円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものであります。

歳出の主なものとして、子育て世代への臨時特別給付金、子宮頸がんワクチン接種に係る委託料等、米飯給食について弁当方式から飯缶方式に変更となる小中学校への備品購入費の増額計上であります。

教育委員会所管について、自校炊飯を行っていない小中学校は７校あり、当該小中学校において、現在は御飯を個々にお弁当箱に入れてもらう方式で納入していたが、業者の事業撤退に伴い、他社参入を促すため、大缶で御飯を納入し、各学校で１人分ずつ茶碗に御飯を盛る「飯缶方式」に切り替えることにより、茶わん及び茶わんを消毒保管するための消毒保管庫が６校分必要になるとの説明が市執行部よりありました。

委員からは、自校炊飯は検討したのかとの質疑がなされ、市執行部からは、自校炊飯の整備は検討に入れているが、業者が示された時期的なもので難しい。もし今後、自校炊飯を進めた場合であっても、茶わんや消毒保管庫は必要になるため無駄にはならないとの答弁がありました。

また、委員からは、飯缶方式について他市町村での導入の状況について質疑がなされ、市執行部からは、近隣他市町村に調査を行った結果、多数の市町村で飯缶方式を取り入れているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管の歳入歳出について、委員からは、検診のシステム改修、検診結果を利活用しての具体的な情報連携について質疑がなされ、市執行部からは、検診システム改修は２つあり、１つ目は、検診機関から自治体に提出する検診結果の様式を標準化して、自治体の基幹システムに取り込むためのシステム改修である。２つ目は、その検診結果についてマイナポータルを通じて個人に提供するために、データ標準レイアウトを定めて中間サーバーに副本登録をするシステム改修であるとの答弁がありました。

また、委員からは、住宅確保給付金事業の利用者数について、未熟児養育医療費の対象となる未熟児の状況について質疑がなされ、市執行部からは、住宅確保給付金事業の実績は、令和２年度延べ２４世帯に２７５万１，０００円の給付を行った。今後も引き続き丁寧な説明と案内を実施していく。未熟児養育医療費の対象となる未熟児は、生まれたときの体重が２，００

０グラム以下、生まれたときに体温が３４度以下でチアノーゼがあったり、生まれて２４時間以上排便がなかったり、黄疸が強い等様々な症状がある場合に、医師が入院療養を必要と認めた場合に対象となる。多くの場合、早産や先天性の疾患のあるケースが多い。これまで平成３０年が３２件、令和元年２４件、令和２年１４件、今年度は４月から９月まで２０件と前年を上回っている。給付した方への支援については、保護者の方への精神的なフォローや訪問看護等の支援を実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、３回目対象者の新型コロナワクチン数の確保、ワクチンはファイザー社製かモデルナ社製なのか、７月にワクチンを受けた方は全てファイザー社製なのか質疑がなされ、市執行部からは、ワクチン数の確保は、来年１月までの分としてファイザー社製が来る予定となっている。それ以降は、ファイザー社製かモデルナ社製なのか、供給量については、通知がないところである。ワクチン接種が１回目、２回目ファイザー社製であっても、全てファイザー社製のワクチンにはならないだろうと言われている。今確保できているのは、令和３年４月、５月に受けた医療従事者等の方に対し、この１２月、１月に接種していくことになるとの答弁がありました。

議案第６０号は、令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入の保険給付費等交付金（普通交付金）の１億３，０００万円につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費負担金の不足見込み分の増額計上に伴い、同額を増額計上するものであります。

議案第６２号は、令和３年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ６，８８５万４，０００円を減額し、総額をそれぞれ６４億４，２００万円とするものであります。歳出の主なものとして、介護保険の地域密着型介護サービス給付費等について、上半期の給付状況を踏まえ下半期の支出を見込んだ上で減額するものであります。歳入の主なものとして、歳出の介護保険給付費の補正に伴い、保険料のほか、国、県、市が負担すべき割合に応じてそれぞれ補正するものであります。

議案第６３号は、牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についてでありまして、歳入の主なものとして、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金の３４３万７，０００円は、令和２年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う精算交付分であり、同額を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第６７号の子育て世帯への臨時特別給付金を支給する事業について、審査に当たり委員からは、子育て世帯臨時特別給付金の５万円分の中学生までの対象者数と支給時期、所得制限で支給されない世帯数の把握はできているのか、１月になったら通知する高校生とは市内在住全員なのか質疑がなされ、市執行部からは、先行給付の振込日は、システム改修が完了し、１

２月２７日月曜日を予定している。児童手当の特例給付の対象者は約１，０００人となっているので、対象とならないのは１，０００人である。高校生の場合でも同世帯に中学生がいる場合は一緒に振込ができ、高校生のみの世帯は郵送で申請することになるとの答弁がありました。

次に、委員からは、所得制限９６０万円以上の方は対象外となり、児童手当支給以外の対象外の方の今後の対応や世帯主以外の給付について質疑がなされ、市執行部からは、所得制限９６０万円以上の方は、市の財政状況や考え方など慎重な協議が必要である。世帯主以外の特別な事情の場合には、国からのＱ＆Ａを基に給付するとの答弁がありました。

また、委員からは、５万円の先行給付後の対応はクーポンなのか、国からの指示ではなく市としての対応について質疑がなされ、市執行部からは、５万円の先行給付後の対応は、国の判断を踏まえて適切かつ迅速に対応するとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部所管について、委員からは、北部地域宅地開発に係る地権者との交渉状況について質疑がなされ、市執行部からは、１０月に地権者を対象とした勉強会を開催し、計画についてはおおむね理解いただいている状況であるとの答弁がありました。

また、北部地域宅地開発における建設に当たってのゼロカーボンシティや生物多様性の観点からの環境配慮について質疑がなされ、市執行部からは、現在土地利用計画等を検討している段階であるため、今後環境関係の部署とも協議しながら、公園や緑地の整備を含めて環境配慮の考え方を取り入れながら進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは、牛久市事業者応援給付金について、予算を超えた申請があった場合の対応について質疑がなされ、市執行部からは、対象となる認定を受けた事業者について把握していることから、予算を超える申請はない見込みであるが、万一予算を超えた場合においても条件を満たしていれば支給できるようにしたいとの答弁がありました。

また、委員からは、市営猪子住宅建設の先送りに関して、今後の見通しについての質疑があり、市執行部からは、来年度の材料価格の状況を見ながら令和５年度に事業を再開できるかどうかを判断したい。設計についても国庫補助金が入っていることから、事業の取りやめは考えていないとの答弁がありました。

議案第６１号は、令和３年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）でありまして、既定の予算額に８７万９，０００円を追加し、予算の総額を１，９６３万１，０００円とするもので、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為を新たに設定するものです。

審査に当たり委員からは、とくとく市の今後の再開に向けた考えについて質疑があり、市執行部からは、コロナ禍が落ち着いてきていることから、会場の状況等を勘案した上で再開に向けた検討をしている状況であるとの答弁がありました。

議案第６４号は、令和３年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）でありまして、資本

的収入及び支出及び債務負担行為について補正するものです。

審査に当たり委員からは、汚水管の点検箇所について質疑があり、市執行部からはストックマネジメント計画の中の点検調査について、現在までに優先度の高い刈谷町地内及び第２つつじが丘の一部を発注しており、今回の補正予算においても、第２つつじが丘での調査を予定しているとの答弁がありました。

以上、７件であります。

討論においては、議案第５９号の牛久シャトー運営に係る経営安定化補助金について、株主としての市の責任や牛久シャトー株式会社の役員報酬等の問題について触れ、これからは牛久市が株主権を最大限に発効し、役員の報酬や事業計画など大きな指導力を発揮してもらいたいという賛成討論や、補助金の使途の不明確さや賃借料の猶予、役員報酬などについて納得できるものではないとの反対討論がありました。

また、議案第５９号に対しては、牛久シャトー株式会社への補助金は今年度と来年度の２か年に限定することや、経営安定化のための事業計画策定、経費削減、同社の情報の開示等を求める趣旨の附帯決議が委員より提出されました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第５９号は賛成多数により、議案第６０号ないし議案第６４号及び議案第６７号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議については、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

ただいまの委員長報告の中で、文言の訂正をお願いいたします。

４ページの中に、「住宅確保給付金事業」と私、申し上げましたけれども、そこは「住居確保給付金事業」となりますので、何回か「住宅確保給付金給付事業」と申し上げておりますが、それらをいずれも「住居確保給付金事業」と訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之　議長　以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で、各委員長への質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は１０時５５分といたします。

午前１０時４９分休憩

午前１０時５７分開議

○杉森弘之　議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）については、利根川英雄議員外３名から修正案の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。２２番利根川英雄議員。

〔２２番利根川英雄議員登壇〕

○２２番　利根川英雄　議員　２０２１年１２月議会、議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する修正動議であります。

特に、商工費の中の観光費、負担金補助及び交付金、牛久シャトーを利活用する事業の経営安定化補助金を２，０００万円のみについて修正するものであって、そのほかコロナ感染症対策等については同意するものと、まず初めに申し添えておきたいと思います。

市議会議員全員協議会や牛久シャトー株式会社の役員を招いての勉強会、議案審議を通じて数多くの疑問と市民に説明できない内容を多く含んでおります。その一つが今議案に提案されている経営安定化補助金です。これは牛久シャトー株式会社が要求したものでないことが明らかになり、さらに約３か月での経営安定化も説明されませんでした。この２，０００万円の補助金の説明では、運営資金とのことだけでした。言ってみれば、何に使われるかはっきりしないわけであります。この金額は、市の担当者の試算ということも分かりました。牛久シャトー株式会社の役員も説明できないのはうなずけます。

また、牛久シャトー株式会社の試算では、令和７年度まで赤字が続くというのであります。これまで、牛久シャトー株式会社に対し、３年間の賃貸料について猶予をしております。来年度がその期限です。今年度の一般会計予算から２，０００万円の補助金支出、来年度は当初予算で５，０００万円の支出を予定しております。それでも賃料を払えず、赤字経営であります。さらに、その後の年度を含め、３年間も赤字と試算されております。

ところが、牛久シャトー株式会社の役員は黒字にすると言っております。ならば、市からの補助金は辞退すべきではないでしょうか。今年度赤字だからといって即倒産にはなりません。一例として民事再生という方法があります。今の事業を継続しながら経営を立て直す、再建型というものであります。２，０００万円の補助金を出さないと即倒産、牛久シャトーをオエノンホールディングス株式会社に返還とはなりません。脅しとしか言いようがありません。

さらに、牛久シャトー株式会社からは９月下旬頃、資金がショートするとの報告があっただけで、牛久シャトー株式会社からの補助金申請はなかった。２，０００万円や３か月の経営安

定化の提案もなかったことも明らかになりました。補助金等適正委員会での議論も、担当からの申請だけで牛久シャトー株式会社からの明確な資料が提出されなかったとの判断もできます。これまで執行部答弁は、新たな出資金や補助金は出さない、債務保証をしないということでありました。それが１８０度変わりました。牛久シャトー株式会社からの補助金申請や今年度の経営安定化計画も示されていない。このような中で補助金適正化委員会はどのような審査をされたのではありましょうか。忖度と言われても仕方がないと思います。

牛久シャトー株式会社の社長は、自分しか黒字にできないような自信を見せました。しかし、今後の収支見込みは創業５年まで赤字となっております。牛久シャトーの賃料は年間５，５００万円です。３年間は猶予となっております。ところが、４年目以降赤字なら、この猶予期間を延長するとの答弁もありました。これでは赤字が続く限り、賃料の猶予がいつまでも続き、市からの補助を受けるのと同じになるのではないでしょうか。

経営が立ち行かなくなったら解散もあり得るというような発言もされておりました。賃料は当然返還されるもの、さらに約１億円ある出資金は底をつきました。これへの積立ても考えていないとも答弁がありました。担保もない、出資金ゼロの会社にどこの金融機関が融資をするのでしょうか。牛久シャトー株式会社の最高責任者である社長をはじめとした役員の努力で融資を受ける提案をしたのか。これまで社長は問題があれば責任を取るとしていました。ならば、自力再建すべきではないしょうか。残念ながら、これに対する明確な答弁もありませんでした。

今回の問題での責任は、人件費削減に対して従業員１０％、役員１０％カットでは役員の責任を果たしたとは言えず、従業員に何ら責任はありません。執行部はそれまでの答弁を１８０度覆すものであり、責任問題は当然であると考えますが、それについても明確な答弁はありませんでした。これまでの説明や審議の中でも、補助金を出さなければならない理由がはっきりしないというのが結論だと思います。

したがって、議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する修正動議の提案をするものであります。以上です。

○杉森弘之　議長　以上で２２番利根川英雄議員の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第５９号に対する修正動議について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で、議案第５９号に対する修正動議についての質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。１０番池辺己実夫議員。

〔１０番池辺己実夫議員登壇〕

○１０番　池辺己実夫　議員　議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）

について、賛成の討論を行います。

本定例会に提案された補正予算の商工費、牛久シャトーの安定化を図るための補助金が計上されました。皆さんも御存じのとおり、先月２３日の新聞朝刊に牛久シャトーの経営状況に関する記事が掲載され、多くの市民から私の下に「大丈夫なのか」、「潰れちゃうの」みたいな形で心配のお声もたくさん寄せられています。

牛久シャトーの復活再生を願う市民の一人として、私は何があってもシャトーの明かりを消してはならないと思い、本議案に賛成の意思を表明するとともに、これから牛久シャトーに対する支援の在り方について私の意見を述べさせていただきたいと思います。

今から３年前、２０１８年１２月２８日、オエノンホールディングス株式会社の発表どおり、牛久シャトーにおける飲食・物販施設が閉鎖され、私が幼い頃からイメージしていた牛久シャトーはその姿を消してしまったんだなと思いました。確かに国指定の重要文化財建造物の見学は、皆さんも分かるように、入って見ることはできます。あのすばらしい建物の中に入って見ることはできます。でも、飲食とか物販が閉鎖している園内は、もう活気すらなくなってしまって、私が幼い頃から思っていたシャトーのイメージが大きく崩れてしまって、私の中では本当にショッキングでした。きっと皆さんの中にもそういった思いをしている人がたくさんいるんではないかと思っています。

施設の閉鎖の発表後、程なくしてかつてのシャトーのにぎわいを知る市民から寄せられたシャトー復活を願う署名は２万２，８９２筆を数え、３１０もの団体からの嘆願書も市に提出されました。正直、こういうときに嘆願書とか署名だけではなくて、シャトーを思うんであれば、私はそのときにシャトーのために使ってくれというふうなお金も添えていただけたら、気持ちはもっと通じるのかなと思いました。

しかし、この嘆願書とか市民の思いに背中を押されて、牛久市、根本市長を中心に執行部が、１００％とは言わないですけれども、９９．９％ですか、そういうふうなもう１００％に限りなく近い出資をして、牛久シャトーの再生の取組を始めました。そして、２０２０年６月、牛久市と山梨県の甲州市が共同で申請していた日本遺産に３回目にして認定されるという慶事も合わせたかのように、牛久シャトー株式会社による新しい牛久シャトーの運営が始まりました。

しかし、その行く手を阻んだのが皆さん御存じの新型コロナウイルスの感染拡大という本当に今まで経験したことのないような災害でした。新型ウイルスの感染拡大は、牛久の小中学校等の臨時休校をはじめ、公共施設の全面利用停止、外出は自粛、飲食店等々の時間短縮営業やアルコール類の販売自粛等々、国民、いや牛久市民の様々な行動に制限をかける事態を引き起こしました。このような時期にリニューアルした新生牛久シャトーの経営は大変厳しくなることはある程度予測はできたのですが、ここまでひどい状況になるとは正直誰も予測できなかっ

たんではないかと思います。

もちろん、牛久シャトー株式会社には今まで以上に経営努力を求めることは当然ですが、そのような中でも今年６月に酒類製造の免許が交付されたことで、園内で収穫したブドウによるワインの仕込みや３種類あるクラフトビールの製造販売なども手がけ、牛久シャトーのイメージを残しつつ、何とか経営の安定化を図ろうとする様子が私には見てとれます。

一方で、経営を引き継ぐに当たり、醸造施設をはじめ様々な設備の更新にも大きなお金を要したとも伺いました。リニューアルオープンするのに本当にお金はかかると思います。私は飲食業を営んでいたことがあるので分かりますが、やはり人がいないとこれはできない仕事だし、そんな中営業してもコロナでお客様が見えない、来ない、そんな中で３年かけて黒字を図ろうとした経営戦略は、仮に誰がやってもそこのところはできなかったんではないかなと私の中では思っています。

万が一、シャトーが倒産ということになれば、今言ったような酒造免許はもちろんシャトーに出している免許ですから、潰れればなくなるのは皆さんも分かると思います。結果、もう二度と今みたいなシャトーは、私はもう見られなくなってしまうと思うんですよ。ですから、そこを理解してもらって、何とかこれは、俺はこのまま続けるように資金を入れていただきたいと思っています。

私はもっと本当はお金を入れてほしいなと思っていて、コロナウイルス、今新しいウイルスでオミクロン株みたいな形になっているではないですか。そうすると、まだやっぱり見通せない部分がたくさんあると思います。もし、これ資金ショートして潰れたら、日本遺産の冠だって返上しなくてはいけないのではないかと思うんですよ。共同で取った甲州市に、根本市長、何てわびるのかなというか、牛久市として私はその辺のところも責任は大事ではないかなと思います。ちょっと何かこうまとまらないんですけれども、そういった思いで皆さんもぜひシャトーにこの予算を入れていただきたいことを切にお願いして、私の賛成の立場の討論とさせていただきます。

○杉森弘之　議長　次に、原案反対の方の発言を許します。１３番北島　登議員。

〔１３番北島　登議員登壇〕

○１３番　北島　登　議員　議案第５９号、補正予算に対する反対討議を行います。

この補正予算について、ただ１点のみ反対です。それは、牛久シャトー株式会社への２，０００万円の補助金を出すこと、これについてです。その理由が明確な根拠となる資料が議会に提出されていないし、その補助金を出す公益性から見て大きな疑問が湧くものです。執行部から出された資料から読み取れるのは、牛久シャトー株式会社の赤字補塡のため補助金だということです。この赤字の要因としてコロナ禍があったことは十分に理解できますが、１２月８日

に行われた予算委員会勉強会での牛久シャトー株式会社社長への質疑を聞くと、他の多くの民間企業がコロナ禍の下でも営業を続けるために必死の努力をしているのに比べて、何も有効な対策を取っていないように思えました。

昨年６月から営業を開始し、お客さんが当初計画よりも大きく激減することが分かっていながら、緊急事態宣言中も漫然と営業を続けていました。ところが、先ほどの修正案の提案理由にもありましたが、牛久シャトー株式会社からの申請もないのに補助金を出す。しかも、今年度だけではなく、来年度には５，０００万円、これまでの議会での答弁を一気にひっくり返しています。その根拠となる説明、十分な資料も議会に提出しないままでというのはあまりにも議会を軽視しているのではないでしょうか。

既に昨年度の牛久シャトー株式会社の決算報告、これでは１，３００万円の債務超過で、普通の企業なら倒産必至です。ところが、何ら対策を取ってこなかった。今年度上期の損益計算書は議会に提出されましたが、資産状況が分かる貸借対照表、その他の決算書類、全然出てこない。今、債務がどれだけあるのか、負債がどれだけあるのかさえ私たちには知らされていません。そうした中で２，０００万円という金額、どのように決めて、どのようにするのか。これはちょっと驚きです。

予算再建計画についてもない。予算委員会勉強会で、社長は当初計画を進めるという答えでした。コロナ禍によるとされる打撃からどのように軌道修正するのかも示されない。１０月、１１月で売上げが伸び、経営が上向いていると口頭では言われていますが、その具体的な根拠及び売上げがどれだけ伸びているか、そういった数字が一切示されていません。

そしてまた、今後いつまでにどのように赤字を解消するのか、その根拠ある具体的な計画もない。いつまで土地建物の賃貸料の猶予を続けるのか、補助金をいつまで出し続けるのか、こういったことについて責任ある使途の明確な答弁がありません。肝腎の情報がないままに補助金を出すことだけが決められようとしています。判断材料がないままで決めるのは、議会の役割が果たせないばかりか、市民への説明もできません。

よって、議案第５９号に対して反対し、その補正予算について賛成とします。議案第５９号全体を見れば、市民のために大切な内容は含んでいるんですが、この１点のみ反対を申し上げて、私の反対討論とします。議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論とします。

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。１６番黒木のぶ子議員。

〔１６番黒木のぶ子議員登壇〕

○１６番　黒木のぶ子　議員　意見書案第１５号、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書に対する賛成討論をいたします。

この意見書は１２月８日の総務企画常任委員会に付託されました。その際に、私はこの意見

書を反対いたしました。その理由といたしましては、現在、国におきましては臨時国会が１２月６日から２１日の会期中ということでありまして、また選挙も１１月３０日に終わったばかりであります。それぞれの政治家が政治に対する志を国民に示し、そしてまた約束して当選されたわけであります。国民の多くはコロナ禍で疲弊している中であり、また世論の盛り上がりもありますことから、この意見書に掲載されていますような内容につきまして、当然に法案化されてしかるべきと期待値は大きかったわけです。

そうした中で、この法案が成立された場合におきまして、その後で意見書の提出となりますと意味がないと考えたところであります。しかしながら、野党各党は使途公開を義務づけることに賛成し法案を提出しているにもかかわらず、自民党は日割支給については賛成であるとしておりますが、使途の報告書等の提出等、領収書添付については、使い道としてふさわしくないと批判されることが出てくるのではないかというような懸念をし、使途の公開は慎重になっているとのことです。

国会議員は、国民の負託を受け、国民の安全、そして安心のための法律をつくり、様々なルールを決める立場にあるわけです。にもかかわらず、自らの行動を律することに対し極めて消極的であることに対し、甚だ遺憾に思うところであります。

岸田首相の所信表明では信頼と共感、そして、自民党の茂木幹事長も国民の期待に応えていくと発言されております。ぜひ、この発言どおりに有言実行を希望するところであります。２１日までの臨時議会はもうあと数日となっております。そうしたことから、会期中のこの意見書案第１５号に掲載されていますような内容についての法案成立は無理と考え、この意見書案第１５号に対し賛同するものです。以上です。

○杉森弘之　議長　次に、原案反対の方の発言を許します。２１番遠藤憲子議員。

〔２１番遠藤憲子議員登壇〕

○２１番　遠藤憲子　議員　意見書案第１４号に対する反対討論を行います。

土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出についてでございます。この法律は、自衛隊施設、米軍施設、海上保安庁施設、国境離島とともに生活関連施設の周囲おおむね１キロメートルの範囲を中止区域として指定し、その区域内の土地と建物及び土地に付随する権利の取得、移転等を規制するものであります。この法案が国会に出されたときには多くの反対の声が上がっていました。日本弁護士連合会長は会長声明を出し、その中で５つの反対理由を上げております。

第１には、重要施設の中には自衛隊等の施設以外に生活関連施設が含まれているが、その指定は政令に委ねられている。

第２には、地方公共団体の長等に対し、中止区域内の土地等の利用者等に関する情報の提供

を求めることができるとされているが、その範囲も政令に委ねられている。

第３には、中止区域内の土地等の利用者等に対して、当該土地等の利用に関し、報告または資料の提出を求めることができ、それを拒否した場合には罰金を科すことができるとされている。そこでは求められる報告、または資料に関しての何の制限もないことから、思想・良心を探知されるおそれのある事項も含まれている。

第４には、内閣総理大臣が中止区域内の土地等の利用者が自らの土地等を重要施設等の機能を阻害する行為に供し、または供する明らかなおそれがあると認めるときに、刑罰の威嚇の下、勧告及び命令により当該土地等の利用を制限することができるとされております。しかし、機能を阻害する行為や供する明らかなおそれというような曖昧な要件の下で利用を制限することは、中止区域内の土地等の利用者の財産権を侵害する危険がある。

そして、第５には、特別中止区域内の一定面積以上の土地等の売買等契約について、内閣総理大臣への届出を義務づけ、違反には刑罰を科すものとされているが、これも過度の規制による財産権の侵害につながるおそれがあるとしております。そして、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳を脅かす危険性を有するとともに、曖昧な要件の下で刑罰を科すことから、罪刑法定主義に反するおそれがあると指摘しております。

法律を読んでみると、第１条で重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地が重要施設または土地等の機能を阻害する行為のように供されることを防止するためと目的を記しています。しかし、どのような土地利用が機能を阻害する行為なのか、全く定義されていません。その他の点でも、内閣総理大臣の定める基本方針に委ねられています。これでは法のていをなしていないばかりか、時の政府の恣意的な運用の危険性があります。この法律をさらに強化し、農地などに広げ、さらに外国人の土地所有を禁じることは、先ほどの日弁連会長声明にある人権・財産権の侵害となります。さらに、近年問題となっている外国人へのヘイト、差別を助長するおそれがあり、とても賛成できるものではありません。

よって、意見書案第１４号に反対をするものです。

議員諸氏の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。９番甲斐徳之助議員。

〔９番甲斐徳之助議員登壇〕

○９番　甲斐徳之助　議員　議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する修正動議案に賛成討論を行います。

市執行部は、これまでの定例会の議場において、第三セクター牛久シャトー株式会社の資金繰りなどに関し、関与は一切しないとこれまで一貫し答弁しているにもかかわらず、本定例会

において補助金の上程をされました。補助金の用途が明確にされない点、また方針変更といったおおよそ市民に説明のつかない理由で上程されていること、特に上げている理由にコロナ禍の影響とあるが、市民の声を聞いて回ると、コロナ禍の影響を受けている市内事業者はごまんとあり、皆苦しい中で会社存続のためのやりくりをしている。公的支援以上の同社を優遇する明確な理由が理解できないこと、また牛久シャトー存続は望む者の声は承知しているが、それは第三セクター牛久シャトー株式会社の経営の存続を望む声ではないことであること、また日本遺産登録や醸造権といった関連の手法も違う営業手法で運営は図れること、さらには経営陣の今後の事業計画や再建計画に見通しが見えないこと、以上４点の理由により、補正予算内の補助金を必要ない補助金と判断し、議員各位の賢明なる賛同を求め、本修正動議案に対する賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之　議長　ただいまの修正案に対する賛成討論は、原案に対する反対討論となりますので、次に原案賛成の方の発言を許します。５番長田麻美議員。

〔５番長田麻美議員登壇〕

○５番　長田麻美　議員　議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）、議案第６８号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第７号）の２件について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第５９号、牛久市一般会計補正予算（第５号）について討論いたします。

平成３０年第４回定例会において、牛久市議会は本市の観光振興に関する決議を全会一致で可決しております。その決議を再度読み上げます。

平成３０年１１月１日に新聞紙上に突然、牛久シャトーが本年末をもって飲食事業と物販事業から撤退するとの記事が掲載された。市長は牛久シャトーが本市の観光拠点の一つであるだけに、市民の思いをしっかり伝えるとコメントをしているが、牛久シャトーは年間４０万人が訪れる本市で屈指の観光スポットであり、牛久シャトーの飲食事業と物販事業の撤退は、観光客の激減は無論のこと、本市の経済や活力の低下を招来することは必定である。したがって、今回の牛久シャトーの飲食事業と物販事業からの撤退を一民間企業の問題と片づけるのではなく、本市の観光振興の観点から捉え、飲食事業と物販事業の継続と復活に向けて本市が可能な限りの支援策を講じるべきと判断する。以上、決議するというものでした。

この決議の背景には、市内外の３１０団体からの嘆願書、市民の皆様から２万２，８９２筆の署名が寄せられていたことがあったのは言うまでもありません。この嘆願書や署名、議会全会一致の決議に重きを置き、牛久シャトー株式会社が設立に至ったことは周知の事実であります。

このような決議を行った牛久市議会において、第三セクターがゆえにコロナ禍における国の

支援策である持続化給付金なども受けられず、経営難に陥っている牛久シャトー株式会社に対し、これまでの執行部が独立採算の立場から売上高継続に基づく収支見込みや事業計画の確認を行い、コスト削減やコロナ感染の落ち着きの中での業績改善の見込みが見えたため、方針転換し、経営安定化補助金を交付することは必定であります。

確かに執行部答弁に対しての方向転換はありました。しかしながら、答弁に対しては方向転換があったものの、牛久シャトーの存続を求める市民の思いを伝えること、そして本市屈指の観光スポットを失わず、本市の経済や活力の低下を避け守る、そのための大きな決断であると考えます。

答弁撤回よりも、市民の思い、失ってからは取り戻すことができない歴史的財産である牛久シャトーを市の観光スポットとして守れないこと、それこそが市政の方向転換、そして議会の決議撤回となるのではないでしょうか。

よって、決議にもありましたとおり、一民間企業の問題と片づけるのではなく、本市の可能な限りの支援策を講じるべきと判断いたします。以上の理由から、賛成させていただきます。

次に、議案第６８号……

○杉森弘之　議長　長田議員に申し上げます。

議案第６８号はまだ上程されておりませんので、その後にお願いいたします。

○５番　長田麻美　議員　失礼いたしました。

それでは、１件について賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○杉森弘之　議長　次に、原案反対の方の発言を許します。４番伊藤裕一議員。

〔４番伊藤裕一議員登壇〕

○４番　伊藤裕一　議員　意見書案第１４号、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書案について、反対の立場から討論をいたします。

意見書案中にも示されているとおり、国防上の観点から土地利用の規制を強化していくこと、これについては反対するものではございません。しかしながら、この意見書では「外国人が土地を所有することを禁じる等」と記載されており、その規制の範囲が明確でないというものがあります。実住に基づいて、実際に住むのに必要ということに基づいて不動産を購入すること、これについては規制されるべきではないと考えておりまして、また本市でいいますと、永住する外国人等が不動産を購入してくことは空き家問題の解決にも資するものと考えております。

以上の点から、本意見書案には反対であります。

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。１８番諸橋太一郎議員。

〔１８番諸橋太一郎議員登壇〕

○１８番　諸橋太一郎　議員　議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）についての賛成の立場で討論をさせていただきますが、今回の補正予算に関してもろ手を挙げての賛成ではございません。

特に牛久シャトー経営安定化補助金につきましては、今回補正予算で計上されております２，０００万円、来年度当初に予定されております５，０００万円に限定されるべきであり、令和４年度中に経営安定化の見込みが立たない場合、牛久シャトー株式会社は今後の事業撤退を含めての牛久シャトー運営の在り方を検討する必要があると考えます。

牛久市執行部におかれましても、物言う株主として、今回の補助金が決して無駄にならないよう、経営陣に対し、経営安定化の施策を強力に推し進めるようさらなる取組を要望し、賛成討論といたします。

○杉森弘之　議長　次に、原案反対の方の発言を許します。６番山本伸子議員。

〔６番山本伸子議員登壇〕

○６番　山本伸子　議員　議案第５９号、一般会計補正予算（第５号）の原案に対する反対、そして修正案に対する賛成討論となります。

まず初めに、私も牛久シャトーは市のシンボルであるとともに、貴重な歴史的・文化的財産であり、それを守り活用していくことの重要さは重々承知をしておりますが、今回の牛久シャトー株式会社の財政支援とは別の問題として捉えておりますので、そのことを申し添えて討論いたします。

６月議会までは、牛久シャトー（株）への法的な部分の支援以上は行わないとの御答弁でしたが、それを一転し、今回１，０００万円が経営安定化補助金という名の下に追加支援として上程されました。しかしながら、内容を見ると、経営安定化とは名ばかりで、赤字補填としか思えない補助金であり、第三セクターへの赤字補填は原則行わないとしている自治体も数ある中での今回の支出を執行部としてはどうお考えなのでしょうか。

自治体会計の大原則として、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならないということがあります。この大原則に照らしても、今回の補助金の在り方には疑問が残ります。

第三セクターの経営は自らの判断と責任に基づき遂行されるものとし、あくまでも第三セクターといえども民間企業であるので、市民の税金の投入は慎重に判断しなくてはいけないと幾たびも同じような説明が繰り返されてきたにもかかわらず、見識不足というたった４文字で総括する、その言葉の軽さに愕然とするばかりです。議会での答弁とはそのように軽いものなのでしょうか。

そもそもオエノンがコロナ以前に経営不振で撤退した後、第三セクターを立ち上げる際に現

状の把握をし、問題点を明確化し、それに対する解決策を発案するという検証と戦略が取られていたのか。そして、それが慎重に計算された根拠に基づくものだったのか。この２年間の経営状況を見る限り、コロナ禍が原因だけではない計画の甘さは否めません。

執行部からは、令和４年度までの経営状況を見極めて、経営基盤について踏み込んでいくとの説明もありましたが、牛久シャトー株式会社から提出された収支見込みからは、来年一年で経営改善するとはとても考えられず、問題の先送りとしか思えません。この議案に賛成する議員の方々には、今回の２，０００万円と来年度の５，０００万円で経営が改善すると私が納得できる根拠、そして市民に説得できる理由をお示しいただきたいと思います。

市長は、市民が意気消沈することは避けたいとして、当初の方針を変更する政策判断をされた、その胸中はお察しいたします。しかしながら、３１０人の嘆願や２万２，０００余の署名の重さは尊重しつつも、その上でなお重きを置くべきは市民８万５，０００人にとっての税金の使い道の透明性と納得性、公平性であると考えます。

よって、この原案には反対をするものです。

議員各位の皆様の御賛同を心からお願い申し上げます。

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。１９番市川圭一議員。

〔１９番市川圭一議員登壇〕

○１９番　市川圭一　議員　議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）、商工費、牛久シャトー運営に係る経営安定化補助金及び意見書案第１４号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、シャトーの議案第５９号ですが、現在における道のりは大変厳しいものであります。各議員がるる討論が示すように、全面的に賛成するには納得がいかないのは当然であります。市長の公約であります復活と再生には牛久シャトーがあり、執行部の責任も大である。また、可決された場合には議員にも当然責任がある。そして、牛久シャトー側の対応も私は他人事のように感じられます。

しかしながら、１点だけで私はこの思いがありますが、ここにある一枚の写真があります。ここに写っている方はシャトーにそれぞれ思いのある方が写っています。ボランティアで美しいシャトー、牛久のシンボルを守るために活動している実態があるからです。この思いを絶望に変えることなく、今後より精査し、健全な方向へ導いていくための手段として賛成するものであります。

続きまして、意見書案第１４号、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書について賛成をいたします。

反対討論等にもございました、私も国のほうに問合せをし、回答をいただいております。少

し抜粋して読ませていただきます。

外国資本による土地取得の懸念、近年、長崎県対馬市や北海道等において外国資本による土地取得の事案について懸念が示されている。地理的に韓国に近い長崎県対馬市には、韓国から多くの観光客が訪れており、観光業が主要な産業の一つとなっている。中には自衛隊基地の林地が対馬に住む島民の名義で韓国資本に買収されたこと等、地元住民の不安を一層高める事例が報じられています。

また、林野庁が平成２２年度以降公表している外国資本による森林買収に関する調査によれば、平成１８年から令和元年にかけて居住地が海外にある外国法人または外国人と思われるものによる森林買収の事例が全国で２６４件、２，３０５ヘクタールが確認されている。このうち北海道は２１２件、１，７３８ヘクタールを占める状況にある。中には利用目的が未定または不明なものも散見されていることから、外国資本の森林買収の実態が十分に把握されているとは言い難い状況にある。

これまで政府は防衛施設をはじめとする重要施設の周辺及び国境離島における土地利用に関する方針について、閣議決定により国家安全保障の観点から土地利用等の在り方について検討するとしてきた。国家安全保障戦略では、国境離島の保全・管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国家安全の保障の観点から、国境離島防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討するとされ、経済財政運営と改革の基本方針２０２０、令和２年７月１７日では、安全保障等の観点から関係府省による情報収集など、土地所有の状況把握に努め、土地利用管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずるとされているとあります。

ＷＴＯ（世界貿易機関）、このＧＡＴＳですね、文言の中に含まれています。記の２のＧＡＴＳ、これはサービス貿易に関する一般協定ということでございまして、この意見書のやはり問題点というのは、耕作放棄地等の農林や山林にも及んでいることということをあえて加えております。本来であれば国家安全保障ということが、これは外国人や日本人にかかわることなく全ての人種というか、人間に対する法律であります。ただこの意見書では、この牛久市周辺でも耕作放棄地農地のそれを買い占めることによって何がされるか分からないということを強調したいのだということを私は思っております。

以上の観点から、私はこの意見書に対して賛成の立場で討論とさせていただきます。以上で終わります。

○杉森弘之　議長　次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で討論を終結いたします。

これより議案第５６号ないし議案第６７号の１２件、意見書案第１４号及び意見書案第１５号の２件、請願第５号の１件について順次採決いたします。

初めに、議案第５６号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第５６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５７号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第５７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５８号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第５８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）、これに関しては修正案が出されております。

まず、本案に対する利根川英雄議員外３名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立多数であります。よって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　１５番須藤京子議員。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明してください。

○１５番　須藤京子　議員　ただいまの議案第５９号について、予算常任委員会では附帯決議（案）が提出されております。そこで、本議会としての意思を示すため、同様の決議案を提案するものでございます。

○杉森弘之　議長　ただいま、１５番須藤京子議員から、議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議の件について動議が出されました。動議は会議規則第１６条の規定により、ほかに１名以上の賛成者がいなければなりません。

賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後０時０３分休憩

午後０時１８分開議

○杉森弘之　議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、１５番須藤京子議員から決議案第６号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　御異議なしと認めます。よって、決議案第６号の１件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、決議案第６号の１件を議題といたします。

―――――――――――○―――――――――――

追加日程第１　決議案第６号　議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議について

○杉森弘之　議長　提案者に提案理由の説明を求めます。１５番須藤京子議員。

〔１５番須藤京子議員登壇〕

○１５番　須藤京子　議員　決議案の朗読をもって提案理由といたします。

決議案第６号、議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議（案）。

議案第５９号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）には、商工費「牛久シャトー運営に係る経営安定化補助金」２，０００万円が計上されている。また、市執行部の説明では、令和４年度の当初予算においても５，０００万円をさらに計上する予定とのことである。

これは、これまで市議会で度々牛久シャトー株式会社（以下、同社という）の経営は大丈夫かとする質問に対し、そのたびに市執行部が同社に補助金は出さないと繰り返してきた答弁と大きく食い違うものである。

コロナ禍によって観光業・飲食業が大きな打撃を受け、赤字経営を余儀なくされている企業も多いことは認識されていると思うが、それではなぜ同社に補助金は出さないと答弁してきたのか、今後も赤字が続けば市が税金で補填し続けるのか等、疑念を生じさせるものである。

補助金の原資は市民の貴重な税金であり、補助金の支出は慎重の上にも慎重でなければならない。そして、「地方公共団体は、市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（地方自治法第１条の２）に合致したものでなければならない。

他方で、同社を現在の状況で倒産に追い込むことは、牛久シャトー復興を望む市民の願いに背くことになり、牛久シャトー所有者であるオエノンホールディングスとの信頼関係を損ないかねないことでもある。

そこで、市議会としては、市執行部に対して、以下の点に十分に配慮されるよう強く求めるものである。

記

１．同社への経営安定化補助金は令和３年度及び令和４年度の２か年に限定すること。

２．令和４年度終了時点で、同社の黒字化等、経営安定化の見込みが立たない場合は、経営陣の刷新を含めた経営安定化に向けた事業計画の策定のための強力な行政指導を行うこと。

３．役員報酬の減額を含め現段階で可能な限りの経費削減の取組を一層強化するよう行政指導すること。

４．同社に関する情報は、市議会に丁寧に開示するよう努めること。

以上、決議する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○杉森弘之　議長　以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第６号についての質疑を許します。９番甲斐徳之助議員。

○９番　甲斐徳之助　議員　決議案第６号、議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議（案）に質疑をいたします。

牛久シャトーそのものの復興は市民の多くの方が望む声であり、レストランやショップといった飲食部門や文化的価値を利用した観光部門の観点から見ても、何度も申し上げてきたように、それは周知の事実であることは認識しております。

しかしながら、今回の補正予算は、これまでの調査や質疑において第三セクターである牛久シャトー株式会社の経営手法や手腕に大きな疑問が残り、さらには倒産の可能性とあるが、ほかの手法にて経営再建の方策もあるのではないかと考えておりますことを踏まえ、経営改善を求めるであろう附帯決議に対し、以下３点の御質問をいたします。明朗なる答弁を求めます。

１つ、同社への経営安定化補助金の令和３年度及び令和４年度の２か年とあるが、令和４年度終了時点において赤字決算の場合は財政支援は一切行わない前提であるのか。また、経営安定化に向けた事業計画の策定のための強力な行政指導とは実態は何か。具体的な案をお示しください。

さらには、経営安定化のみならず、環境整備及び設備投資またはテナント誘致といったとおり、今後新たな経費が発生し得る可能性もあると思えるが、そのような場合において牛久シャトー株式会社から提出された収支見込みにおいて判断すると、資金繰りができないと思われるが、そのようなケースはどう行政指導を求めていくのか、具体的な案をお示しください。

３点目といたしまして、可能な限りの経費削減の取組とありました。具体的にどのようなことであるのか、お示しいただきたいと思います。

以上、３点でございます。

○杉森弘之　議長　１５番須藤京子議員。

○１５番　須藤京子　議員　それでは、ただいまの甲斐議員の質問に対してお答えいたします。

なお、この附帯決議（案）は、予算常任委員会の中で提出されたものでございます、前提として申し上げたいのは。その中で提案者の理由、それ以上の質疑を、これは動議として出されたので、私個人の意見も加えてもいいということで事務局からもそういうふうに聞いておりますので、そこを含めて、これは委員の皆さんがどう考えたのかというようなところまで委員長としては報告できませんので、その点をお含みおきいただいた上で答弁をさせていただきたいと思います。

赤字の場合、今後、この令和３年度及び４年度２か年に限定するということで、これは執行

部のほうの説明に、その中で今後のシャトーの経営をどうしていくのか、そこでしっかりと見極めたいというような答弁がありました。なので、そこまでを議会としてはどういうふうにシャトー経営をしていくのか。そこを見極めた上でないと、今の段階であれこれと先に予測を立てた上で結論を出してしまっていい、そういう時期ではないと判断をいたしました。

そして、その結果、赤字になった場合、これはまたそこの時点での新たな議論になろうかと思います。私個人がここで提案者としてどういうふうに考えるということは、今の時点では私は差し控えたいと思います。

それから、行政指導についてでございます。経営安定化のための強力な行政指導ということで、第三セクターに対しましては、その株主である市は、こうした内容に踏み込んでの指導もできるというふうに私は聞いております。ですから、市が、市民の皆様の要望から始まったシャトー存続、にぎわいの復活、これをどうしていくのがいいのか。税の公平性の観点から疑問視する御意見も出されましたが、では、税の公平性とは一体何であるのか。そういうものも含めた根本的な議論に行ってしまうように私は思います。

ですので、そういうふうにこの一年をかけて執行部がこのシャトーの存続、あるいは場合によっては清算に至るようなこともあるかもしれない。そこを踏まえてしっかり見極めるというふうに答弁の中でもおっしゃっておられたので、その点に期待をしたいと思っているところでございます。

それから、次の可能な限りの経費削減という具体的な取組ということでございました。やはり、役員報酬の減額、そういうことも含まれるのかもしれません。しかしながら、自ら何をどうしていくのだというシャトー株式会社の考え、これを私は尊重すべきだと思っております。その経営の逐一を私は知っているわけではありませんので、この経費の一部をどう削るというようなことをここで御答弁申し上げるところまで至っておりませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。以上です。

○杉森弘之　議長　２番の答弁漏れですか。いや、３点回答しているけれども。では、その回答していないというところについて、答弁漏れということで言ってください。それは自席で結構です。

○９番　甲斐徳之助　議員　御答弁ありがとうございました。

答弁漏れだと思うんですけれども、２番項の経営安定化のみならず、環境整備及び設備投資、テナント誘致等といった今後新たな経費が発生するケースの可能性もあると思えるが、そのような場合において牛久シャトー株式会社から提出、そのくだりですね、資金繰りができないと思われるが、どう行政指導を求めるのかという部分に関して答弁をされていないと思います。

○杉森弘之　議長　１５番須藤京子議員。

○１５番　須藤京子　議員　失礼いたしました。

新たなケースに対する収支、これからの資金繰りということです。これも牛久シャトー株式会社が執行部からも含めて令和３年度及び４年度でしっかり考えていくという中に、例えば新たな事業を起こすというようなこと、これが事業展開の中で、例えば国の補助金等を使ってできるような事業であるとか、また適切な資金計画の下に事業展開を図るということの中で資金繰りというような問題が出てきた場合には、それはその時点で議会全体で考えていけばよろしいのかと私は考えます。以上です。

○杉森弘之　議長　９番甲斐徳之助議員。

○９番　甲斐徳之助　議員　御答弁をいただきありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、１番項におきましては、新たな事業展開を見極めるとありました。内容に踏み込んだ税の公平性等々の御説明がありましたが、具体的な案ではないと思われます。それに関して再度どう思うかお答えいただきたいのと、そもそもなんですけれども、強く行政指導を求めていくとありましたが、第三セクターとはいえ民間事業に対して、須藤委員長の答弁ですと、権限があるようなお話をされておりましたが、今回の場合ですと、違反や禁止行為を行ったわけではないのに強い行政指導といった文言になっているんですけれども、それはどういったことなのか、明快な御説明を求めたいと思います。私としては、この議案を通すには株主として要望事項にとどまるんではないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えになるかという点を２点目の再質問にしたいと思います。

さらには、御答弁を聞いていますと、具体的な経営改善案の御説明がなされていないと思うんですけれども、そういったところに対して具体的な内容を盛り込んだ附帯決議（案）を再度時間を使って御提案するお考えがないかどうかを確認したいと思います。

以上、３点です。

○杉森弘之　議長　１５番須藤京子議員。

○１５番　須藤京子　議員　それでは、最後の御質問に対する答弁をいたします。

ただいま私がお答え申し上げたものはいずれも具体的なものはございません。それは、私はこの２，０００万円の支出が妥当なのかどうかを判断する、議員としてただこのまま手放してこのシャトー株式会社の隆盛のためにはいかなるものを支援してもいいのだという考えに立っておりません。ですが、私は経営者ではありません。株主でもございません。一議員としてこういうものがあったらいいなということを申し上げることはできます。しかしながら、今この決議案で言っていることは、２，０００万円が妥当なのかどうか。妥当だったとしても、どれは注意しておかなければいけないねということを申し上げていることであって、私が私の見解

に基づいた具体策を提示できないことが、この決議案を判断する材料にはならないと思っております。

ですから、一議員としてこうあったらいいなというような具体策は申し上げません。それは詭弁というふうに思われるかどうか、これは分かりません。しかしながら、私たち議会は今２，０００万円の支出が妥当なのかどうか、妥当だったとしても、ここはやっぱり注意して経営に当たっていただきたい、市としてはここにきちんとした発言をし、シャトー株式会社の運営に責任を持つようにというような意味でこの決議案を上げているところですので、甲斐議員の具体的なというような質問には答えられません。

以上が私の答弁です。全般にわたってそれが基本になっておりますので、この答弁をもって甲斐議員の２回目の質問に答えたということにさせていただきます。

○杉森弘之　議長　９番甲斐徳之助議員。自席でどうぞ。

○９番　甲斐徳之助　議員　申し訳ないんですけれども、具体案を出せないという趣旨向きは分かりました。ただ、私、質問を入れているんですよ。そもそも行政指導とは何かということを聞いているのに対して答えられていないし、もう一度具体案を盛り込んだ附帯決議（案）を出し直す気はないかという２点におかれて何の答えもいただいていないんですが、その点はどうなんでしょうか。

○杉森弘之　議長　甲斐徳之助議員に申し上げます。

１５番須藤京子議員は、１番、２番、３番に関わって答弁とすると答えておりますので、それで答弁ということになると思います。（「はい、分かりました」の声あり）

○杉森弘之　議長　ほかに質疑はございませんか。１０番池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　この附帯決議（案）で、私は１点だけです。同社への経営安定化補助金は令和３年度及び令和４年度の２か年に限定するとここに書かれているんですけれども、もうこの２か年以降は一切認めないという形で、シャトーは議会は見放すんだという形で受け取っていいのでしょうか。その１点だけ質問します。

○杉森弘之　議長　１５番須藤京子議員。

○１５番　須藤京子　議員　池辺議員のただいまの御質問に対して答弁申し上げます。

まず、この記のところの１項目め、この２か年に限定することということは、それ以降のことについてどうなのかということでございました。それも、先ほど来申し上げておりますように、執行部が来年度、令和４年度において今後牛久シャトーをどうするのかということのもうタイムリミットを切って考えていくのだというような質疑の中の答弁がございました。そこから由来しているものでございます。ですので、今後について、その中で存続というようなこと、あるいは清算だというようなこと、これを今この段階で論ずることは先ほど申したような理由

で私は控えたいと思いますが、これはそのときの市がどう判断をつけ、結論づけようとしているのか、その点を尊重するということにほかなりません。その意味での２か年であると私は理解しております。以上です。

○杉森弘之　議長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で、決議案第６号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第６号については、会議規則第３７条第３項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　御異議なしと認めます。よって、決議案第６号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。１番鈴木勝利議員。

〔１番鈴木勝利議員登壇〕

○１番　鈴木勝利　議員　議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議（案）に対する賛成討論を行います。

本附帯決議（案）は、牛久シャトー株式会社に経営安定化補助金２，０００万円を無条件で支出することを同意するものではございません。今後、市執行部は今まで以上により厳しく牛久シャトー株式会社に対して指導していくとともに、必要な牛久シャトー株式会社の経営状況等を議会に対してしっかりと開示していくように求めていく、そうした議会としての意思を示す決議案でございます。その意味で、この決議案、しっかりとこの原案に付することは非常に重要であると考えております。

議員諸氏の賢明な御判断をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○杉森弘之　議長　次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　これをもって、討論を終結いたします。

これより決議案第６号について採決いたします。

決議案第６号、議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）に対する附帯決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立多数であります。よって、決議案第６号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第６０号、令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６１号、令和３年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６２号、令和３年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６３号、令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６４号、令和３年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）、本案に対する

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６５号、市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６６号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６７号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第１４号、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立多数であります。よって、意見書案第１４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第１５号、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立多数であります。よって、意見書案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第５号、公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、請願第５号は採択することに決しました。

次に、日程第１６、議案第６８号の１件を議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

議案第６８号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第７号）

○杉森弘之　議長　提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治　市長　現在上程しております議案に加え、本日、１件の追加議案を上程いたします。

議案第６８号は、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第７号）でありまして、既定の予算額に6億5，００８万8，０００円を追加し、予算の総額を３１１億1，５３２万7，０００円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第１表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策となる、子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費補助金を増額計上するものでございまして、歳出といたしまして、民生費の児童福祉費は、クーポン券を基本とする５万円分の子育て世帯への臨時特別給付について、支給するまでに時間がかかること、また多大なるコストがかかることから、現金支給が最も迅速に支給できることが可能な手段であったため、現金を支給するものであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯が卒業、入学、新学期の準備に活用することができるように、議案第６７号で上程しておりました子育て世帯臨時特例給付金と合わせ１０万円として一括支給できるよう追加計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でありますが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之　議長　以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第６８号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で、議案第６８号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第６８号については、会議規則第３７条第３項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　御異議なしと認めます。よって、議案第６８号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。５番長田麻美議員。

〔５番長田麻美議員登壇〕

○５番　長田麻美　議員　議案第６８号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第７号）について、賛成の立場から討論をいたします。

報道でも毎日のように取り上げられておりますが、政府が１８歳以下に対する１０万円の給付対応について、５万円分は子育て関連の使途を限定したクーポンを配付する検討がなされておりましたが、これに関し、多額の事務費用や印刷代がかかり過ぎる、スピーディーに給付ができない、使い勝手が悪い、自治体の事務手続の負担が大き過ぎる等、多くの懸念がありました。やはり、一括給付が望ましいと国民の声が多く上がっております。

また、この政策自体には疑問が残るところであります。例えば、世帯主が９６０万円以下、夫婦お互いに９００万円ずつ共働きで１，８００万円の御家庭には子供がいれば給付される点、住民税非課税世帯で収入が少ない世帯でも子供がいなければ給付されない点や、苦しむ大学生や若者に給付がされない点等であります。本当の生活困窮世帯に分配ができないことは、政策自体に問題があると考えます。生活困窮世帯に関する給付については、これは国の結果を待つばかりではなく、地方自治体も早急に進めるべきであります。

また、他の地方自治体の令和３年度第４回定例会が終了してしまっているところも多くあることを考えれば、この案件に対してはなぜ一括給付を国がもっと早く示せなかったのか、なかなか煮え切らない、定まらない国の政策に執行部も振り回されたのではないかと推察いたします。

しかしながら、今回国から示された中での一律１０万円給付に関しては、牛久市は国民・市

民の声に寄り添い、なおかつスピーディーに全額給付をする議案を次に持ち越すことなく提出されたことは、市長をはじめ執行部の適切な判断であると思います。

以上の理由から賛成をさせていただきます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○杉森弘之　議長　次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　これをもって討論を終結いたします。

これより議案６８号の１件について採決いたします。

議案第６８号、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第７号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１７、議員提出議案第４号の１件を議題とします。

―――――――――――――○―――――――――――――

議員提出議案第４号　牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

○杉森弘之　議長　提案者に提案理由の説明を求めます。３番秋山　泉議員。

〔３番秋山　泉議員登壇〕

○３番　秋山　泉　議員　本文の朗読をもって提案理由といたします。

議員提出議案第４号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について。

本件は、本会議において電子採決システムによる採決を活用するため、「電子採決システムによる投票」を投票による採決方法の一つとして、表決に関する条文に新たに加えることにより、採決の結果を明確化するとともに、会議の円滑化を図ることを目的として、牛久市議会会議規則の一部を改正するものであります。

また、委員会における表決は挙手により行っていることから、規則を実態と合わせるため、起立による表決から挙手による表決に改正するものであります。以上です。

○杉森弘之　議長　以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第４号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で、議員提出議案第４号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第４号については、会議規則第３７条第３項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第４号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第４号の１件について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、議員提出議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１８、意見書案第１６号の１件を議題とします。

―――――――――――――○―――――――――――――

意見書案第１６号　水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について

○杉森弘之　議長　提案者に提案理由の説明を求めます。３番秋山　泉議員。

〔３番秋山　泉議員登壇〕

○３番　秋山　泉　議員　意見書案第１６号、水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書（案）。

平成１８年４月から施行された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働

関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。労働者側はもちろん、紛争を早期に解決したいと考える使用者側にとっても評価が高い制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判の申立件数は増加している。

また、労働審判制度は導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成２２年４月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成２９年４月より、長野地方裁判所松本支部、静岡地方裁判所浜松支部及び広島地方裁判所福山支部においても取扱いが開始された。

しかしながら、水戸地方裁判所土浦支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため茨城県県南地域の住民や事業者が労働審判を利用するには、本庁がある水戸市まで出向かなければならず、移動のために多大な時間的、経済的な負担を強いられることになる。

そのため、結果として長期間の争いになることの多い通常訴訟を水戸地方裁判所土浦支部に提起したり、あるいは費用対効果の観点から労働審判の利用を諦めざるを得ないケースも生じている。

市民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、当市議会は、地域における司法の充実を実現するため、下記の事項が速やかに実現されることを強く要望する。

記

１．水戸地方裁判所土浦支部において、労働審判の取扱いを開始すること。

２．上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

よろしくお願いいたします。

○杉森弘之　議長　以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第１６号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で、意見書案第１６号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第１６号の１件については、会議規則第３７条第３項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　御異議なしと認めます。よって、意見書案第１６号の１件については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第１６号の１件について採決いたします。

意見書案第１６号、水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、意見書案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１９、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之　議長　本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第１１１条の規定により、サイドブックスに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第２０、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之　議長　本案は、環境建設常任委員長から、会議規則第１１１条の規定により、サ

イドブックスに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第２１、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

閉会中の事務調査の件

○杉森弘之　議長　本件は、サイドブックスに登載いたしましたとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之　議長　起立全員であります。よって、本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和３年第４回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後１時１４分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　杉　森　弘　之

署名議員　　秋　山　　泉

署名議員　　伊　藤　裕　一